

第4次渋川市安全で安心なまちづくりを 推進するための計画

令和5年4月
渋川市

目 次

第1章 計画の基本的事項 ······	1
第1節 計画策定の趣旨	
第2節 計画の位置付け	
第3節 意見の反映等	
第4節 計画の期間	
第2章 渋川市における犯罪等の現状 ······	3
第1節 犯罪の現状	
第2節 消費生活相談の状況	
第3章 国内における近年の犯罪情勢 ······	10
第4章 渋川市の防犯対策の現状と課題 ······	12
第1節 学校等における防犯対策の現状と課題	
第2節 地域や関係機関における防犯対策の現状と課題	
第5章 計画の基本目標と取組の基本方針 ······	17
第1節 計画の基本目標	
第2節 計画の数値目標の設定	
第3節 取組の基本方針	
第4節 施策の体系	

第6章 施策の展開 ······ 19

 第1節 防犯意識の高揚

 第2節 防犯活動の推進

 第3節 防犯環境の整備

 第4節 主要事業一覧

第7章 計画推進のために ······ 26

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本市では、犯罪や火災を未然に防止し、市民が平穏に暮らせる地域社会の実現に寄与するため、平成18年2月20日に「渋川市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、条例第3条第3号の規定に基づき平成20年度から平成24年度までを計画期間とする「渋川市安全で安心なまちづくりを推進するための計画」（以下「計画」という。）を策定しました。その後、特殊詐欺の増加等の社会情勢を踏まえ、5年間を計画期間とする第2次計画及び第3次計画を策定し、市民、事業者、市民団体等（以下「市民等」という。）と、市、教育委員会、警察署、消防署等の関係機関が緊密に連携を図り、計画に基づき各種の取組を実施してきました。

また、地域においては、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、地域の犯罪等を防止するためのパトロール活動や子どもの見守り活動等、自主的な防犯活動が推進されています。

このような背景のもと、本市の刑法犯認知件数は、平成20年に867件であったものが、平成25年には501件、平成30年には307件、令和3年には223件に減少しました。

一方で、振り込め詐欺等の特殊犯罪に歯止めがかからない状況である他、人口減少等による空家問題、インターネットの普及によるサイバー犯罪やインターネット上の誹謗中傷が全国的な課題となっており、本市も例外ではありません。

このようなことから、これまでの計画に基づき取り組んで来た施策を見直し、「第4次渋川市安全で安心なまちづくりを推進するための計画」（以下「第4次計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置付け

- 1 この計画は、条例第3条第3号に規定する安全で安心なまちづくりを実現するための計画であり、施策の大綱等について、次のとおり定めます。
 - (1) 総合的に講ずるべき「安全で安心なまちづくりの推進」に関する施策の大綱
 - (2) 「安全で安心なまちづくりの推進」に関する施策を効果的に実施するための目標
 - (3) 「安全で安心なまちづくりの推進」に関する目標を達成するための計画

2 この計画は、渋川市総合計画基本計画の「安全・安心に暮らし続けられるまち」を実現するための分野別計画です。

【渋川市総合計画基本計画の体系】

- 1 安全・安心に暮らし続けられるまち
 - 1－2 防犯体制の整備・充実
 - (1) 防犯意識の高揚
 - (2) 防犯活動の推進
 - (3) 防犯環境の整備

第3節 意見の反映等

この計画は、市内の犯罪情勢や市民の意見等を踏まえて、条例第20条第1項に規定する「渋川市安全で安心なまちづくり協議会」の意見を聴いて策定しました。

第4節 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間としますが、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

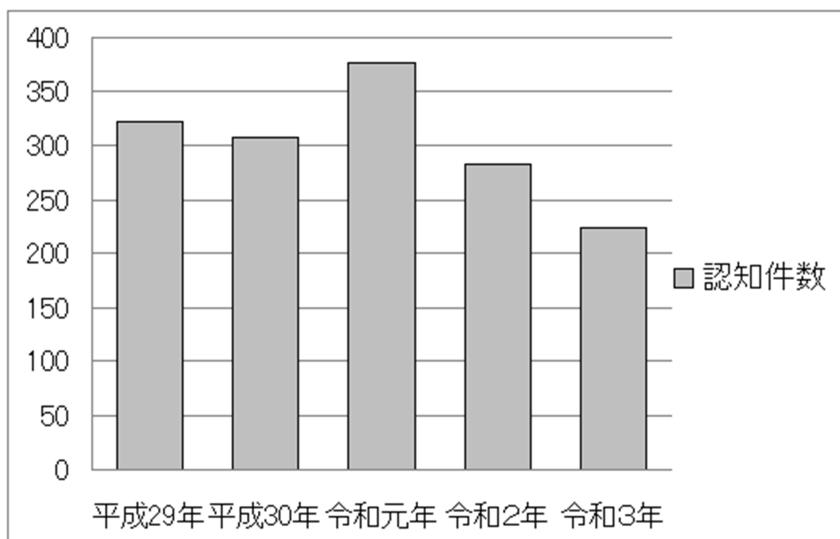
第2章 渋川市における犯罪等の現状

第1節 犯罪の現状

1 刑法犯認知件数の年次別推移

本市における刑法犯認知件数は、近年は減少傾向にあります。ただし、新型コロナウィルス感染症の感染が拡大する前の令和元年には増加しており、感染の拡大による人流の減少に伴い、減少しているとも考えられます。

図1 渋川市における刑法犯認知状況



(資料提供：渋川警察署)

表1 令和3年市町村別犯罪率（35市町村）

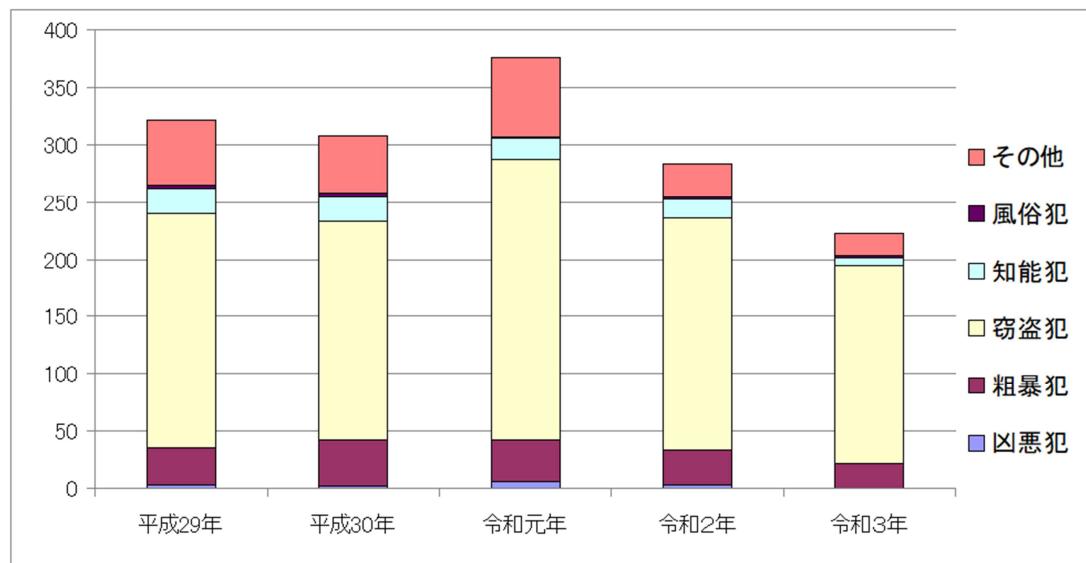
	市町村名	認知件数	1,000人あたり	参考（28年）
1	千代田町	93	8.3	7.9
2	大泉町	324	7.8	12.7
3	太田市	1,397	6.2	8.9
4	伊勢崎市	1,217	5.7	9.2
5	館林市	413	5.5	7.2
6	みどり市	256	5.1	6.4
7	板倉町	72	5.0	5.4
8	前橋市	1,567	4.7	7.9
9	東吾妻町	62	4.7	3.4
10	邑楽町	117	4.5	5.3
Σ			Σ	
21	渋川市	235	3.1	4.6

(資料提供：群馬県警察本部・消費生活課)

2 犯罪の罪種別状況

渋川警察署管内における刑法犯認知件数の多くは窃盗犯です。防犯パトロール活動や、防犯啓発活動によって防犯意識を高めることが重要です。

図2 渋川警察署管内の犯罪の主な罪種別状況



(資料提供：渋川警察署)

※凶悪犯：殺人、強盗、放火、強姦による犯罪

※粗暴犯：暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合による犯罪

※知能犯：詐欺、占有離脱物横領を除く横領、偽造、浣職、背任による犯罪

※風俗犯：賭博、わいせつによる犯罪

3 窃盗犯の主な手口

罪種別状況の中で、多くの割合を占める窃盗犯の主な手口としては万引きのほか、乗り物盗、空き巣、車上ねらいなどです。鍵のかけ忘れのような、小さな油断が被害につながっており、防犯意識を高めて被害の発生を防ぐことができます。

表2 渋川警察署管内の窃盗犯の主な手口と認知件数

	万引き	空き巣	忍び込み	居空き	乗り物盗	車上ねらい	自動販売機ねらい
平成29年	35	11	4	0	43	12	5
平成30年	38	10	2	2	26	19	3
令和元年	57	21	6	0	40	17	18
令和2年	42	10	7	0	21	6	4
令和3年	64	5	4	0	18	5	0

(情報提供：渋川警察署)

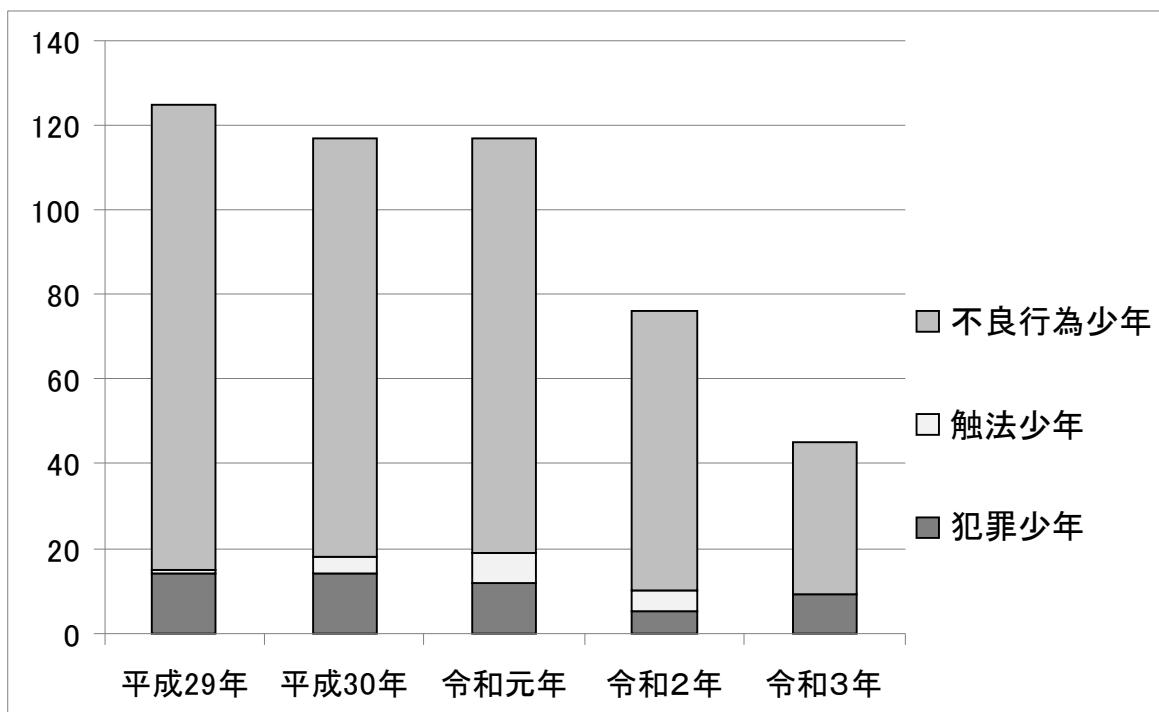
※忍び込み：家人の就寝中に住宅に忍びこみ、金品を窃取する手口

※居空き：家人の在宅中の住宅に忍びこみ、金品を窃取する手口

4 青少年の検挙補導状況

青少年検挙補導件数は、人流の減少に伴い減少傾向にあります。犯罪を許さない環境づくりと、子どもの頃から社会規範を正しく身に付ける教育が重要になります。

図3 渋川警察署管内の少年の検挙補導件数



(情報提供：渋川警察署)

※不良行為少年：飲酒、喫煙、深夜徘徊その他、自己または他人の徳性を害する行為をしている少年

※触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14才未満の少年

※犯罪少年：罪を犯した14才以上20才未満の少年

5 振り込め詐欺被害発生状況

様々な手口による振り込め詐欺が発生し、大きな被害が出ています。特に令和3年は、被害件数及び被害額が大きく増加しました。標的となりやすい高齢者をはじめ、一人ひとりが被害に遭わないための知識を身に付ける必要があります。また、被害発生時の迅速な情報共有が、被害の拡大を防ぐことにつながります。

表3 渋川警察署管内の振り込め詐欺被害件数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
キャッシュカード詐欺	0	0	4	5	12
オレオレ詐欺	4	4	9	1	3
架空料請求詐欺	2	3	1	1	0
融資保証金詐欺	0	0	0	1	0
還付金詐欺	3	0	0	0	0
預貯金詐欺	0	0	0	1	2
総計	9	7	14	9	17

(情報提供：渋川警察署)

表4 渋川警察署管内の振り込め詐欺被害額（単位：円）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
キャッシュカード詐欺	0	0	8,100,000	7,200,000	28,000,000
オレオレ詐欺	6,200,000	3,300,000	6,300,000	2,000,000	7,000,000
架空料請求詐欺	1,300,000	5,400,000	30,000	300,000	0
融資保証金詐欺	0	0	0	800,000	0
還付金詐欺	4,500,000	0	0	0	0
預貯金詐欺	0	0	0	500,000	1,000,000
総計	12,000,000	8,700,000	1,443,000	10,800,000	36,000,000

(情報提供：渋川警察署)

6 声かけ事案情報

子ども・女性に対する声かけ事案が発生しています。

下校時刻及び退社時刻周辺の時間帯の被害が頻発しており、効果的な時間帯での防犯パトロールの実施や防犯灯、防犯カメラの効果的な設置の推進が必要です。

表5 渋川警察署管内の声かけ事案件数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
子ども対象	36	29	18	18	17
女性対象	11	2	5	2	8
総計	47	31	23	20	25

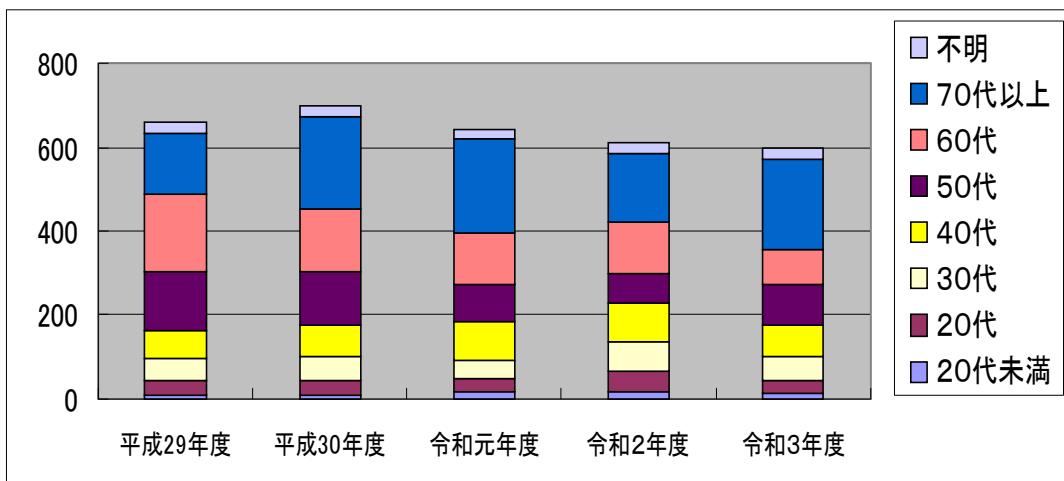
(情報提供：渋川警察署)

第2節 消費生活相談の状況

1 渋川市消費生活センターへの年代別相談件数

相談件数は過去5年間で、増減を繰り返しています。年齢に応じて相談件数が増加する傾向にあるため、高年齢層を対象としたチラシの配布等により、被害防止に向けた取組が必要です。また、将来的な被害拡大を防ぐために、20代、30代の若年層への啓発活動が必要です。

図4 渋川警察署管内の年代別相談件数



(情報提供：渋川市消費生活センター)

2 渋川市消費生活センターへの問題商法に関する相談件数

問題商法は、様々な販売形態と手口が存在し、既存の手口への対策が講じられると、新たな手口が生み出されるといった実態があります。

問題商法による被害を未然に防ぐための対策はもとより、被害が発生した際、被害拡大の防止や対策を図るため、迅速に被害発生の情報共有を行える体制を作る必要があります。

※問題商法：一般消費者を対象に、組織的、反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたもの（「悪徳商法」とも呼ばれる。）

表6 渋川警察署管内の問題商法の主な相談件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
架空請求	245	200	114	13	15
劇場型勧誘	4	2	2	0	1
利殖商法	1	1	0	3	1
ワンクリック請求	9	11	4	9	17
無料商法	6	4	6	7	14
当選商法	0	0	0	2	2
ネガティブオプション	10	2	6	12	17
SF商法	0	6	1	0	1
マルチ商法	2	5	6	8	8
サイドビジネス商法	2	6	10	5	9

（情報提供：渋川市消費生活センター）

※架空請求：架空の事実を口実とした料金を請求する手口。

※劇場型勧誘：多数の関係者を装って投資を勧める商法。

※利殖商法：「必ず値上がりする」「損はさせない」などの巧みなセールストークを用いて出資を促す商法。

※ワンクリック請求：インターネットでクリックしただけで「登録完了」等と表示し、高額な利用料を請求する手口。

※無料商法：無料をうたって勧誘し、高額な商品やサービスを売りつける商法。

※当選商法：メールや広告で「懸賞金が当たった」等とだまして金銭を支払わせる手口。

※ネガティブオプション：注文が無いにもかかわらず、事業者が消費者に商品を送りつけ、売買契約の申し込みを行う、また契約の成立を主張して代金を請求する商法。「送りつけ商法」「押しつけ販売」ともいう。

※SF商法：催眠術的な手法を用いて、消費者の購買意欲をあおって商品を販売する商法。「催眠商法」ともいう。

※マルチ商法：販売組織の加入者が「利益が得られる」と順に新規加入者を誘

い、組織を拡大しておこなう商法。

- ・サイドビジネス商法：「内職・副業になる」「脱サラできる」等をセールストークに契約を行う手口。

第3章 国内における近年の犯罪情勢

近年、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を含め、その時々における様々な社会情勢を背景として、総数に占める割合の大きい罪種・手口を中心に刑法犯認知件数の総数が継続的に減少していますが、一部罪種については増加傾向にあるほか、認知件数の推移からは必ずしも捉えられない情勢があることや新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴う社会の態様の変化の影響も踏まえると、犯罪情勢は依然として厳しい状況にあります。

1 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の総数については、平成15年以降、一貫して減少しており、令和3年568, 148件と戦後最少を更新しました。

認知件数減少の内訳を見ると、平成5年以降、総数に占める割合の大きい街頭犯罪及び侵入犯罪が一貫して減少しています。(刑法犯認知件数が戦後最多となった平成14年からの減少率は88.8%となりました。) また、罪種で見ると、総数に占める割合の大きい窃盗犯及び器物損壊等については、平成15年以降一貫して減少しています。(平成14年からの減少率は83.0%となりました。)

他方で、重要犯罪の認知件数について見ると、令和3年は8,823件と前年比ではほぼ横ばいで推移しており、略取誘拐については、令和3年の認知件数は389件で前年比で15.4%増加しています。

※街頭犯罪：道路、公園、駐車場、駐輪場、駅その他の場所において発生する自転車盗などの乗り物盗、部品ねらい、車上ねらい、自動車販売機ねらい、器物損壊などの犯罪。

※侵入犯罪：住宅などの建物に侵入して行われる犯罪で、凶器等を示すなどして家人を脅して金品を強奪する「侵入強盗」と、金品を盗む「侵入窃盗」及び「住居侵入」による犯罪。

※略取誘拐：他人をその意思に反して、従来の生活環境から自己又は第三者の実力支配下に移す犯罪。

2 特殊詐欺

特殊詐欺については、平成30年以降、認知件数・被害総額ともに減少してきたところ、令和3年中の被害額は前年比で2.5%減少したものの、認知件数は14,461件と、4年ぶりに増加に転じ、深刻な情勢が続いています。手口別の内訳では、還付金詐欺の認知件数は、前年比で121.8%増加し、オレオレ詐欺は、前年比で35.4%増加している一方、預貯金詐欺は前年比で41.3%減少しているなど、犯行手口の傾向が変化しています。

3 サイバー空間における脅威

サイバー犯罪の検挙件数が増加を続けており、高い水準で推移しています。警察庁が検知したサイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数は7,335件／日・IPアドレスと増加傾向にあり、IoT機器の普及により攻撃対象が増加していること、新たな不正プログラムが出現し続けていることなどが背景にあるものとみられています。

令和元年に大きく増加したインターネットバンキングに係る不正送金事犯については、犯行手口を分析し、金融機関等に対して、認証手続きやモニタリングの強化等を要請するとともに、金融機関等と連携し、利用者に対する注意喚起を実施したところ、発注件数及び被害額については、2年連続で減少しました。

このほか、SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和3年も高い水準で推移するなど、サイバー空間を通じて他人と知り合うことなどを契機として犯罪被害に遭う事例もみられます。

近年、サイバー空間が重要な社会経済活動を営む重要かつ公共性の高い場へと変貌を遂げつつある中、国内外で様々なサイバー犯罪、サイバー攻撃が発生していることも踏まえると、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いているます。

4 ストーカー、DV、児童虐待

ストーカーについては、相談等件数が前年比で減少したものの、検挙件数は増加し、また、DVについては、検挙件数が前年比で減少したものの、相談等件数は増加しており、いずれの指標も引き続き高い水準で推移しています。また、児童虐待については、通告児童数、検挙件数とともに増加傾向にあります。

(参考文献：警察庁「令和3年の犯罪情勢」)

第4章 渋川市の防犯対策の現状と課題

第1節 学校等における防犯対策の現状と課題

群馬県犯罪防止推進条例（平成16年群馬県条例第45号。以下「県条例」という。）第11条第2項の規定により定められた、「学校等の施設内における子どもの安全の確保のための指針」に基づき、防犯対策を実施しています。

また、令和元年には、幼児を巻き込んだ痛ましい交通事故や事件が相次いで起きたことから、渋川市交通安全等緊急対策を決定し、これまでの施策に加えて、さらに子どもの安全を守る施策を実施しています。

1 学校等における防犯対策の現状

(1) 施設や設備などの点検・整備

学校・幼稚園・保育所（園）での安全管理を徹底するため、門扉、外灯、出入り口などの施設の点検や、警報器、防犯カメラ、通報装置などの防犯設備のほか、さすまた、防犯スプレーなどの防犯用具を整備しています。

(2) 緊急時に備えた安全体制づくり

不審者の侵入等に備えるため、危機管理マニュアル等を策定し、防犯用具の置き場所や使用方法、関係機関への通報・連絡方法、子どもの避難誘導などを周知徹底しています。

(3) 登下校時の防犯対策

学校の登下校時において保護者、ボランティア等によるパトロールを実施しています。また、定期的に通学路点検を実施しています。

(4) キッズゾーン・キッズガードの設置

保育所、幼稚園、認定こども園等の園外活動等の安全を確保するため、キッズゾーンを設置しました。また、園外活動等を実施する際、園児等の見守りを行うキッズガードを設置し、子どもの安全対策を強化しています。

（参考）《学校における実施状況》

- 集団登下校の実施
- 関係諸機関と連携した学校区内の安全点検の実施
- 安全教室・不審者対応訓練の実施
- 通学路等の防犯パトロールの実施

- 防犯カメラの設置
- コアラメールによる不審者情報等の配信（公立小中学校）

《幼稚園・保育所（園）における実施状況》

- 来訪者への挨拶、声掛けの励行
- 出入り口、窓の施錠の徹底
- 不審者対応訓練の実施
- 防犯カメラの設置
- コアラメール等による不審者情報等の配信（公立幼稚園、保育所）
- キッズゾーン・キッズガードの設置

2 学校等における防犯対策の課題

（1） 安全確認方法などの検討

子どもを取り巻く社会環境は刻々と変化しているため、安全確認の方法について、効果的な方法となるよう次の事項について、改善、見直しを行っていく必要があります。

- ア 不審者の侵入を防止する方法
- イ 危機管理対応マニュアル

（2） 安全教育などの推進

保護者・関係機関と連携して、引き続き次のような安全教育を進める必要があります。

- ア 危険を予測、察知して回避する能力や、不審者に遭遇した際の具体的な対処方法を身につけさせるための実践的指導
- イ 地域安全マップづくりへの子どもの積極的な参加や、マップを活用した危険箇所の周知
- ウ 不審者に遭遇した場合の警察への通報及び家族、学校等への速やかな連絡方法の指導
- エ 集団登下校の実施
- オ インターネットリテラシーの向上

第2節 地域や関係機関における防犯対策の現状と課題

1 地域や関係機関における防犯対策の現状

（1） 防犯意識の高揚

本市では、広報しづかわ、市ホームページ、渋川ほっとマップメールその

他の広報媒体を活用し、防犯に関する情報を提供しています。また、防犯知識を身に付けるため、関係機関と連携し、防犯パトロール講習会や、防犯出前講座を開催することによって、効果的な防犯活動の実施方法を普及し、安全で安心なまちづくりを推進しています。

(2) 「こども安全協力の家」の設置

登下校時の犯罪被害・事故などに対応するため、PTA・自治会などと協力し「こども安全協力の家」を渋川市内で740箇所（令和3年度末現在）指定しています。

(3) 防犯パトロールの実施

自治会等の自主防犯団体による防犯パトロールが実施されているほか、市長が委嘱する自主防犯パトロール団体（令和3年度末現在、21団体）が、青色回転灯を装備した防犯パトロール車による防犯パトロールを実施しています。

(4) 自主防犯団体への支援

地域が一体となった自主的な防犯活動を推進するため、地域防犯団体が行う事業に対して補助金を交付し、支援を行っています。

(5) 青少年の健全育成及び非行防止

青少年補導員などの関係団体が連携し、青少年の健全育成と非行及び犯罪の未然防止を目指して、夜間パトロールを実施しています。

(6) 空家等対策の推進

「渋川市空家等及び空地の適正管理に関する条例」に基づき、関係機関と連携し、空家等対策を推進しています。空家等が犯罪の温床となることが無いよう、所有者等に適正な管理を呼びかけています。

(7) 防犯灯の整備

防犯灯の設置・維持管理について自治会と連携し、危険性や防犯効果を考慮し効果的な設置を推進しています。

(8) 防犯カメラの設置

渋川市においては、不審者・犯罪発生情報を勘案し、関係機関と十分に協議した上で効果的な設置を行い、不審者対策や犯罪の防止を推進しています。

また、自治会等の団体が防犯カメラを設置する事業に対して補助金を交付し、地域の防犯強化を推進しています。

2 地域や関係機関における防犯対策の課題

(1) 「自らの安全は自ら守る」という意識の醸成

急速に社会環境が変化し、犯罪情勢が変遷していく中で、個々の防犯対策が環境に追いついていない状況にあります。

近年では、インターネットが普及し、様々な情報が発信されることから、犯罪が巧妙かつ複雑化しており、警察や行政だけでは、犯罪を未然に防止することは困難になっています。

したがって、日頃から一人ひとりが犯罪情勢を把握し、「自らの安全は自ら守る」という意識を持てるよう、防犯意識を高める取組が必要です。

(2) 社会全体の規範意識の向上

公共心や思いやりの心を持ち、社会のルールや規範を守ることは、犯罪のない社会を実現するためには非常に重要です。

子どものうちから社会規範や法律を遵守することや、他者の立場にたって物事を考え、思いやることを学ぶことが重要です。また、市民に社会規範や法律を遵守することを啓発することも重要です。

(3) 「地域の安全は地域で守る」という意識の醸成

少子高齢化やコミュニケーションの方法の多様化により、地域における人間関係が希薄になっています。地域の安全を守るには、近隣の人たちと日頃のコミュニケーションや声かけ、お互いを思い合うことを意識することが重要であり、「地域の安全は地域で守る」という意識を住民が共有することを推進する取組が重要です。

また、防犯における地域のボランティアの高齢化や若年層の参加が少ないことが顕著となっているため、幅広い年齢層が参加できる防犯活動や高齢者でも無理なく参加できる活動の工夫が求められています。

(4) 広域的に連携した防犯活動の促進

社会環境の変化に伴い、犯罪は巧妙化、複雑化、広域化しており、一つの地域で対策を講じても、防犯効果が見込めないことがあります。このため、地域の枠にとらわれず、広域的に連携し、犯罪防止対策に取り組む必要があります。

本市では、各地区の防犯団体、自治会、PTA、防犯パトロール団体や民

間事業所などに積極的に防犯活動に取り組んでいただいている。また、群馬県や関係機関から多くの犯罪情報や先進事例の情報が提供されています。市は市の、地域は地域の枠を超えて、情報を共有するなどの連携を図り、広域で一体となって犯罪を防止する活動に取り組むことが重要です。

(5) 情報化社会への対応

情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用した犯罪が多発しています。また、インターネットを通じた膨大な情報の中には有害情報が氾濫し、青少年への悪影響がある情報が乱流し、犯罪を推し進めるものもあります。したがって、有害情報からの保護対策や情報の取扱いについて、一人ひとりが適切な知識を身に付けるための取組が必要です。

なお、本市では令和4年4月1日に施行した「渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例」に基づき、インターネットリテラシー向上に資する施策を推進しています。

(6) 防犯性の向上に配慮した環境づくり

防犯灯については、夜間の歩行者が多い場所や犯罪発生のあった場所などに重点的に設置し、防犯の効果を高く發揮できる設置を推進する必要があります。

また、防犯カメラについては、犯罪の発生情報を考慮し、関係機関と十分に協議した上で、効果的な設置を検討する必要があります。さらに、防犯灯及び防犯カメラの設置に際して、地域からの情報を積極的に収集し、反映していきます。

さらに、適正に管理をされていない空家等及び空地は、犯罪の温床になり得るだけでなく、防災・景観上好ましくありません。特に管理不全空家については、周辺の住民や歩行者に危害を及ぼす恐れがあることから、十分な実態把握に努め、必要に応じて所有者等に指導を行うなどの対策が必要です。

第5章 計画の基本目標と取組の基本方針

第1節 計画の基本目標

安全で安心して生活することができる地域社会を実現することは、その地域に暮らす人々はもとより、観光や通勤・通学などで本市を訪れる人々にとっても重要です。そのためには、市はもとより市民、自治会、防犯団体、事業者や、警察等の関係機関、近隣市町村が協力・連携していくことが求められます。

市民のみならず、本市を訪れる人々が安全で安心して生活することができる地域社会の実現を目指し、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

《基本目標》

「みんなでつくる安全・安心なまち」

第2節 計画の数値目標の設定

計画の目標を達成するために、この計画の策定期間における成果指標を次のように設定します。

() は計画値

成果目標	第1次計画 策定期時 (H20)	第2次計画 策定期時 (H25)	第3次計画 策定期時 (H30)	現状 (R3)	第4次計画 (R9)
刑法犯認知件数	867件	501件	307件 (740件 (H29))	223件 (300 件(R 4))	200件

第2次計画においては、刑法犯認知件数を平成29年までに740件とすることを数値目標と定めていましたが、平成29年の刑法犯認知件数は307件と大幅に減少しました。

第3次計画においては、刑法犯認知件数を令和4年までに300件とすることを数値目標と定めていましたが、令和3年の刑法犯認知件数は223件と減少しました。

第4次計画においては、市内の刑法犯認知件数は、これまで計画の目標値を達成し、減少傾向であることから、令和3年度末実績値を10%減少させ、令和9年までに200件とすることを目標に設定しました。

第3節 取組の基本方針

《基本方針》

「多様化する犯罪を未然に防止し、市民が平穏に生活できるよう、みんなで力を合わせて安全で安心なまちをつくることを推進します。」

基本方針に基づき、それぞれの具体的な施策に取り組むことにより安全で安心なまちづくりを推進します。

第4節 施策の体系

防犯意識の高揚	1 防犯に関する広報・啓発活動 2 防犯情報の提供 3 消費者の被害防止 4 子どもに対する規範意識の啓発 5 犯罪情勢に対応した即効性のある防犯意識の啓発 6 インターネットリテラシーの向上
防犯活動の推進	1 地域活動団体への支援 2 幅広い年齢層での防犯活動の活性化と人材育成 3 地域による防犯活動の推進 4 子ども、高齢者などの安全対策 5 参加しやすい防犯活動の推進 6 地域企業との連携 7 市民等、関係機関、市の連携による防犯活動の推進
防犯環境の整備	1 公共施設などの防犯対策 2 住宅・土地・建物等の適正な管理の促進 3 防犯カメラ・防犯灯の効果的な設置の推進

第6章 施策の展開

第1節 防犯意識の高揚

県や警察などの関係機関と連携し、市民相互の連帶意識や市民の防犯意識の高揚を推進します。

1 防犯に関する広報・啓発活動

- (1) 基本的な防犯対策、問題商法やインターネットを利用した新たな犯罪手口などを広く市民に周知するため、広報しづかわ、市ホームページその他の広報媒体を活用し、防犯に関する情報提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。
- (2) 防災講座や交通安全講習などを各地域で開催することを推進し、また、地域の集会の機会に、防犯に関する身近な情報を提供し、防犯意識の啓発を推進します。
- (3) 性別、年齢、心身の状態に関わらず、広く防犯の情報が伝わるように周知し、高水準での防犯意識の平準化を推進します。

2 犯罪情報の提供

- (1) 情報発信ツールを活用し、不審者情報や特殊詐欺に対する注意喚起や防犯対策など、防犯情報を提供します。
- (2) 市民に身近な犯罪の発生に関する情報をきめ細やかに提供するため、警察等と連携して、防犯情報の提供を行います。

3 消費者の被害防止

- (1) 渋川市消費生活センターにおいて、被害を未然に防止するための情報交換を積極的に行うとともに、専門相談員による消費生活相談窓口の機能拡充を推進します。
- (2) 問題商法や特殊詐欺などによる被害を防止するため、被害の事例や防犯対策、犯罪情報などの提供、啓発活動を推進します。

4 子どもに対する規範意識の啓発

- (1) 渋川市青少年センターにおいて、青少年による犯罪や非行等を未然に防止し、青少年に対する「ルールを守ることの大切さ」を啓発するため、青少年の健全育成を目的とした巡回指導や非行防止講習会を開催します。
- (2) 子どもの健全な成長を促進するため、学校等における道徳教育などを通して、「きまりを守ることの大切さ」について教育します。

5 犯罪情勢に対応した即効性のある防犯意識の啓発

インターネットの普及によって、社会環境は日々変化を続けています。これに起因して犯罪情勢も変化をしているため、その変化に柔軟に対応でき、即効性がある防犯意識の啓発を行っていきます。

6 インターネットリテラシーの向上

インターネットが普及し、インターネットに関係する犯罪が増加しているため、市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策を推進していきます。

第2節 防犯活動の推進

安全で安心な地域社会を実現するため、これまで地域社会で行ったきた防犯活動をさらに推進し、また、情報を収集し、先進事例や有効事例を積極的に周知します。

1 地域活動団体への支援

(1) 地域の防犯活動の活性を図るため、イベントや広報しぶかわその他の広報媒体を通じて、自主的、積極的に防犯活動や先進事例や有効的な事例を行っている団体等を紹介します。

(2) 自主防犯パトロールの普及促進及び防犯活動に必要な用具の提供及び購入の補助を行います。

また、自治会等に対して、防犯に効果的な防犯カメラの設置を助成し、地域の防犯機能の向上を図ります。

2 幅広い年齢層での防犯活動の活性化と人材育成

若年層が参加しやすいような防犯活動を推進するとともに、既存の防犯活動への積極的な参加も呼びかけます。

また、高齢者が明るく健康に生きがいにできるような、安全に無理なく参加できる防犯活動を検討し、推進していきます。

3 地域による防犯活動の推進

(1) 地域における効果的な防犯活動の方法や、犯罪被害に遭わないための防犯対策講座や講習会などを警察や県等の関係機関と連携して開催します。

(2) 地域における防犯活動団体等に対して「地域内安全点検」の実施を働きかけ、問題のある箇所については、地域と関係機関と連携して解消を図ります。また、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

(3) 青色回転灯を装備したパトロール車を利用した防犯パトロールの更なる拡充を図ります。

4 子ども、高齢者等の安全対策

(1) 「こども安全協力の家」等の緊急避難場所が、通学路や地域の実情に応じた適切な設置、拡充を図り、地域における子どもたちの見守り活動を促進します。

また、学校周辺や通学路などにおける、犯罪の温床となる恐れのある危険箇所について、学校、PTA、地域、関係機関と連携して安全点検を実施します。

(2) 学校等での計画的かつ継続的な防犯教育や、不審者等の侵入を想定した実践的な訓練の実施などにより、緊急時の避難方法など、状況に応じて自ら安全な行動がとれるような防犯対策の実施に努めます。

- (3) 校外活動時や休憩時間など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの作成と実践的な訓練を通じて、緊急時の子どもたちの安全が確保された体制を整備します。また、学校等で子どもたちが犯罪に遭わないよう、定期的な施設の安全点検・整備を行うことにより、防犯機能の向上を推進します。
- (4) 高齢者を狙った悪質な訪問販売や、特殊詐欺などの被害に遭わないよう、犯罪に対する知識や対処方法を身に付けるための関係機関による防犯講習会の開催や、消費生活相談窓口の機能の拡充します。また、民生委員児童委員との連携による訪問活動を充実し、地域での見守り活動を促進します。さらに、詐欺機能防止付き電話機の購入に対して補助金を交付し、特殊詐欺の未然防止を推進します。
- (5) 保育所、幼稚園、認定こども園等の園外活動等の安全を確保するためにキッズゾーンを設置し、また、園外活動中の活動を見守るキッズガードを設置します。

5 参加しやすい防犯活動の推進

多くの市民が防犯活動に参加し、防犯意識を啓発できるように、日々の生活の一端を工夫し、日常生活の延長として参加しやすい防犯活動を推進します。

6 地域企業との連携

防犯活動に参加する人を安定的に確保する必要があるため、企業のCSRの一環として、見守り活動等の参加の働きかけを行います。

※CSR…企業が組織活動を行うにあたって担う社会的責任のこと。
(Corporate social responsibility)

7 市民等、関係機関、市の連携による防犯活動の推進

- (1) 地域ぐるみで防犯活動に取り組むため、市が基本的な方策を示すとともに、市民、事業者、警察その他の関係機関と市が一体となって連携します。
- (2) 広報しぶかわ、市ホームページその他の情報発信ツールを活用し、地域防犯団体、事業者、市、警察などが所有する防犯に関する情報の共有を図ります。

第3節 防犯環境の整備

夜間の犯罪発生抑止のための防犯灯や、防犯効果の高い防犯カメラの設置により防犯環境を整備します。

また、空家等の所有者等に空家等の適正管理を促し、犯罪の防止に努めます。

1 公共施設などの防犯対策

- (1) 道路、公園、駐車場等の市民生活に密接な関わりがある場所などにおいて、防犯面に配慮した防犯灯等の整備や安全点検を行い、防犯機能の向上を推進します。
- (2) 地域において死角となる場所について、地域と連携した巡回・点検を行うことを推進します。

2 住宅・土地・建物の適正な管理

- (1) 地域において、無人施設や空家が犯罪の温床となることを防止するため、所有者等が防犯対策として必要な措置を講ずるよう指導します。
- (2) 空家等や空地の火災や、特定空家等が周辺住民や歩行者に危害を及ぼすことを防止するため、所有者等に安全確保の措置を講ずるよう指導します。

3 防犯カメラ・防犯灯の効果的な設置の推進

- (1) 犯罪発生が想定される場所や犯罪が多発する場所での犯罪を未然に防止するために、関係機関と十分に協議した上で、防犯に効果的な場所への防犯カメラの設置を推進します。また、自治会等の防犯カメラの設置について助成し、地域の防犯機能の向上を推進します。
- (2) 夜間の犯罪発生を抑止するために死角や犯罪発生が想定される場所に防犯灯を設置します。

第4節 主要事業一覧

◇ 防犯意識の高揚

No.	事業区分	事業概要	事業主体
1	広報媒体による情報提供	広報しづかわ、市ホームページなどの広報媒体を活用した情報提供	市
2	防災行政無線による広報活動	防災行政無線を利用した防犯情報の広報活動	市
3	情報発信ツールを活用した情報提供	携帯電話、パソコンの情報発信ツールを活用した情報提供	市
4	消費者生活相談	買物、商品の苦情、契約のトラブル、振り込め詐欺などの消費者生活全般	市 消費
5	防犯教室・防犯講習会開催	犯罪の被害に遭わないための講習会、研修会の開催	市・県 警察
6	「県民防犯の日」イベントの開催	毎月16日を「県民防犯の日」と定め、県民全体で犯罪の防止に取り組む	県 警察
7	インターネットリテラシーの向上	市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシー向上に資する施策の推進	市

◇ 防犯活動の推進

No.	事業区分	事業概要	事業主体
1	安全で安心なまちづくりの推進	安全で安心なまちづくり協議会の設置 防犯活動に取り組む団体への財政支援	市
2	地域内安全点検の実施	見通し、死角、暗がり、空家、空地などの安全点検を実施	市・自 地・消防
3	「こども安全協力の家」の指定推進	子どもの緊急避難場所として設置	市・自
4	防犯パトロールの実施	自治会、防犯団体によるパトロール 青色回転等を装備した車両によるパトロール 青少年健全育成のための夜間パトロール	自 地
5	防火パトロールの実施	消防団・女性防火クラブ等によるパトロール	地
6	キッズガードの設置	キッズガードの設置及び活動の推進	市

◇ 防犯環境の整備

No.	事業区分	事業概要	事業主体
1	道路・公園・駐車場等、公共施設の整備	暗がりや死角の解消など防犯面に配慮した施設の整備・改善	市
2	防犯灯の設置及び維持管理	危険性や防犯効果を配慮した防犯灯の設置	市
3	防犯カメラの設置	危険性や防犯効果を配慮した防犯カメラの設置 自治会等に対する防犯カメラの設置の助成	市 自
4	住宅、土地、建物の適正管理の周知・指導	空家、空地などの防災・防犯面からの適正な管理の周知・指導	市
5	事業者との連携による防犯活動	事業者との連携による防犯活動の実施	市 自・地

《事業主体》

市：渋川市	県：群馬県	警察：群馬県警察（渋川警察署）
消防：広域消防本部	消費：県（市）消費生活センター	
自：自治会	地：地域防犯団体	

第7章 計画推進のために

1 推進体制の整備

（1）全市的な推進体制

本市の安全で安心なまちづくりについて、渋川市安全で安心なまちづくり協議会をはじめ、地域の自主防犯団体や、市民、事業者、警察、消防、学校、行政等の関係機関及び団体等がよりよく連携推進していくため、それぞれの取組や課題について互いに認識を深め、情報共有や意見交換を行います。

（2）府内推進体制の整備

計画に盛り込まれた施策や、全市的な推進体制において市が取り組むこととされた事業等を着実に遂行するため、安全・安心なまちづくりに関する施策を担う府内関係部署で横断的に連携していきます。

2 計画の見直し

第4次計画の基本方針が達成されるよう、計画に盛り込んだ施策の実施状況を定期的に把握し、適切な進行管理に努めます。

また、この計画は、5年間の計画としていますが、計画の途中でも犯罪情勢の変化等によって新たな課題が発生した場合は、必要に応じて計画の見直しを実施することにより、より効果的で効率的な展開に努めることとします。